

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

2.目標と取組内容・実施期間

目標1： 採用者に占める女性割合を40%以上にする。

【取組内容】

- 令和3年4月～ 女性の応募が増えるよう女性の活躍を支援する会社であることをアピールし、積極的に採用活動を実施する。
- 令和3年4月～ 先輩女性社員による就活説明会への参画を実施する。

目標2： 男性社員の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数を90%以上にする。

【取組内容】

- 令和3年4月～ 社内制度の更なる拡充を行う。
- 令和3年4月～ 育児休業を取得しやすい環境づくりを行うとともに、育児休業からの円滑な復帰を支援する。